

議案第46号

愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について

愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、法令等による土地利用規制が及ばない一定の行為を行う事業者に対し、関係住民への周知等を義務付けること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部を改正する条例

愛西市開発行為等の周知に関する条例（平成27年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「開発行為等の計画について、」を「事業者が計画する開発行為等について、当該事業者が」に改める。

第2条第6号中「する者」の次に「をいう。」を加える。

第5条第1項を次のように改める。

事業者は、法令等の規定により許可申請等を要する開発行為等を行う場合は当該許可申請等の前に、規則で定める行為を行う場合は当該行為を行う前に、その内容を関係住民へ周知し、意見を聴取しなければならない。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 事業者は、前項の規定による報告の内容が第1項の規則で定める行為を行うものであるときは、この報告とともに、規則で定めるところにより、当該行為が規則で定める技術基準に適合する行為であることを市長に申し出なければならない。

第5条に次の2項を加える。

- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出のあった行為の内容が規則で定める技術基準を満たしていることの審査をしなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による審査の結果規則で定める技術基準を満たしていないと認めるとき、又は第1項の規則で定める行為の着手後において当該行為が規則で定める技術基準を満たしていないと認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

第6条第1号中「産業廃棄物処理施設の設置等」を「前条第1項の規則で定める行為」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 事業者が行おうとする開発行為等が産業廃棄物処理施設の設置等に係るものであるときは、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予

防に関する条例の規定を適用する。

第7条中「第5条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「、又は同条第5項の規定による助言若しくは指導に従わないとき」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。